

平成30年第8回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年8月24日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後3時30分					
閉会時刻	午後4時30分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第34号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第4	専決処分の報告について
その他	

<p>議 長</p>	<p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 2 番、3 番をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>13 番</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>日程第 2 議案第 3 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 2 議案第 3 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 13 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は 407 号線の日高市と鶴ヶ島市の境の信号付近に東基という工場の西側にあります。現在は平均 50 c m くらいの雑草が生えていました。</p> <p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、東京に本社を置き、病院、老人ホームなどの医療系施設のクリーニング業を専門に行う事業者です。</p> <p>今回敷地を拡張する日高工場は、圏央道及び関越道のインターが近く、立地条件が恵まれていることで、取引先からの需要が多い状況です。現状では、寝具類 58,000 床分、白衣 51,000 組などを取扱っています。今後、取引増加が見込まれていることから、これに対応するため、隣接する土地を活用し工場増築を計画したものです。</p> <p>また、工場増築に際し新規従業員の雇用を 30 人予定し、地域貢献にも寄与したいとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は 2 種農地であり、計画目的に必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>5 番</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 5 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>20 日に現地確認をしました。申請地は板仏の交差点を高麗川公民館方面に向かった先の右側にあります。現在は除草剤できれいに管理されていました。</p> <p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は現在、実家にて自分の家族を含め 9 人で生活していますが、人数が多い事で、生活スペースが手狭であることから、親の所有する土地を借り</p>

<p>議 長 1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>て、住宅を建築する計画をしたものです。 申請地の農地区分は3種農地であり、計画目的に必要性があると判断できるため、許可相当と考えます。 質疑がありましたらお願いします。 この案件は農業振興地域外での地縁住宅建築の申請ということですか。 申請地は、元々、市街化区域でしたが市街化調整区域に変更されたため、農業振興地域外となります。また、都市計画法上、地縁を有しない第三者でも住宅建築が可能な区域となっております。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>3番4番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。 はい。 事務局より3番4番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の14番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>14 番</p>	<p>22日に事務局、譲受人と現地を確認しました。3番の申請地は圏央道の側道の脇で奈佳一という蕎麦屋が東に300m進むとある場所です。周りの畑よりも低い土地であり、雨の影響を受けやすく耕作ができないため、改良したいとのことです。譲渡人は義理の弟と耕作をしており、農協に出荷しているとのことです。 4番は道路より低く、譲渡人が所有する他の農地が狭いため、畑へと改良して耕作したいとのことです。譲渡人は高齢で、その息子が52歳で2人で耕作をしているとのことです。</p>
<p>議 長 2 番 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 農地改良は農地法第4条の申請ではないのですか。 自分自身で改良する場合は農地法第4条の申請となりますが、第三者が所有者の代わりに改良する場合は、一時的に畑として利用できなくなるため、農地法第5条での申請となります。</p>
<p>2 番 事 務 局</p>	<p>譲受人は過去に会社名で申請してましたが、今回はなぜ個人名での申請なのですか。 事業者としては個人名でも、申請できます。</p>
<p>3 番 事 務 局</p>	<p>農地改良を行い田から畑へしたとしても、土地改良区の賦課金が継続することを申請人は知っていますか。 申請上はそのような話をしていませんので、土地改良区の受益地である場</p>

<p>3番 事務局</p>	<p>合は、賦課金が継続することを伝えます。 口頭で伝えるのではなく、文書で渡すことはできますか。 文書となると、農業委員会の公文書になってしまうため難しいです。事務局から土地改良区へ連絡し、土地改良区から土地所有者への対応をしていただくよう依頼します。</p>
<p>3番 12番 事務局</p>	<p>そのようにお願いします。 土の出处はわかりますか。 川越市にある〇〇商店という良質的な建設残土を取り扱う業者から仕入れる計画です。</p>
<p>12番 事務局</p>	<p>2件とも天地返しするのですか。 2件とも天地返しをします。</p>
<p>13番 事務局</p>	<p>事業者の利益を考えると、質の良い土は入らないと思いますがどうですか。 譲受人が所持しているものではなく、購入してくるものなので、質の悪いものは考えにくいと思います。また、譲受人は近隣の農地も改良しており、最近では川越市の農地も改良している実績があるため、適正に施工されると思います。</p>
<p>3番 事務局</p>	<p>適正に改良をしている事業者の順位付けなどはしていないのですか。 農地改良を専門としている事業者を把握していないため、過去に総会で審議された農地改良の情報のみとなります。リストもありません。</p>
<p>3番 事務局</p>	<p>施工事業者の過去の情報を把握することも必要と思います。情報の把握について、検討をお願いします。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>検討させていただきます。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>事務局より5番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の14番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>14番 議長</p>	<p>23日に現地確認しました。申請地は田木の交差点を南に進み、ホテルの前の道を東に200mほど進んだところに位置します。譲受人は譲渡人の息子であり、譲渡人と農業を営んでいます。農業をするにあたって作業所の近くに住宅を建築したいため、申請に至っております。市内の農協の直売所のほか数か所に出荷しているとのこと。</p>
<p>議長 13番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 農家住宅の場合、500㎡以上の面積で転用できることが利点だと思います。</p>

	<p>が、今回の申請面積が 500 m²以下であるため、農家住宅で申請する利点を教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農家住宅の場合、都市計画法上の開発許可申請が免除されます。申請人が農業者のため、農家住宅で申請していると思われます。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3 議案第34号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第3議案第34号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p><議案朗読></p>
<p>議長</p>	<p>本件担当の2番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>2番</p>	<p>1件目の申請地は、407号線の南京亭と農協の直売所との道を東に150m進んだところに位置します。現在は茶畑がきれいに管理されていました。</p>
<p>議長</p>	<p>2件目は、南京亭の駐車場の近くに釣り堀があり、その道路向かいに位置します。こちらも茶畑がきれいに管理されていました。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>申請人は、狭山市で狭山茶の販売店を営んでいます。</p>
<p>議長</p>	<p>経営状況としては、狭山市で17,351m²の農地を所有しており、茶葉を栽培しています。</p>
<p>議長</p>	<p>本案件は、土地所有者に農地の貸借希望があり、受け手を探していたところ、申請人が貸借できるとのことで、申出に至っております。</p>
<p>委員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><議案朗読></p>
<p>議長</p>	<p>本件担当の8番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>8番</p>	<p>21日に現地確認をしました。申請地はもくせい通りの藤川屋酒店を西に300mほど進んだところに位置します。現在は草を刈って耕運した後でした。</p>

議 長 事 務 局	<p>周辺の道が狭いため、耕運機が少し入りづらいのではないかと思います。</p> <p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は、日高市の認定農業者であり、有機栽培による露地野菜の栽培をしています。年間約 70 種類ほどの野菜を栽培しており、市内外の飲食店への出荷や野菜セットの販売を行っています。申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議 長 事 務 局 議 長	<p>事務局より 3 番の朗読をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>本件担当の 6 番並びに 1 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
6 番	<p>20 日に現地確認をしました。申請地は県道飯能寄居線を南平沢から北平沢へ向かい、高麗川橋の手前の道を西に 100m ほど進んだところにあります。現在は、肥料が積まれており、ネギが作付けされていました。</p>
1 番	<p>23 日に現地確認をしました。現在は、耕運されたばかりの状態であと 1、2 回ほど耕運すれば作付けができる状況です。</p>
議 長 事 務 局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は、役員 2 名で平成 29 年度と平成 30 年度から就農した農家で構成され、秩父市ではブドウを栽培し、秩父市内の直売所にて販売をしています。計画では、申請地でネギを栽培し、日高市内の直売所などに出荷する予定とのことです。申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
議 長 13 番	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>前回、借りた土地はネギが栽培されていると聞きましたが、現在はどのような状況になっていますか。</p>
事 務 局 議 長 委 員 議 長	<p>作付けされているかどうかまでは確認していません。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>日程第4 専決処分の報告について</p> <p>日程第4 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。ありません。</p> <p>以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印